

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「教育委員会」を「文化共育部、教育委員会」に改める。

付 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（説明）

行政組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。